

公 告

バスツアーと連携した番組制作・放送および歴史観光講演会企画運営業務について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和8年6月15日

福井県知事 石田 嵩人

1 業務概要

(1) 業務名

バスツアーと連携した番組制作・放送および歴史観光講演会企画運営業務

(2) 業務目的

福井県の歴史資源を観光コンテンツとして造成する機運を向上するため、ふくい歴史探訪バスツアーと連携した番組制作・放送および「越前若狭お城フェス2026」にあわせた歴史観光講演会を開催する。

(3) 業務内容

「バスツアーと連携した番組制作・放送および歴史観光講演会企画運営業務 仕様書」(以下、仕様書という。)のとおりに

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年1月29日(金)まで

<スケジュール>

企画提案公募開始	令和8年6月15日(月)
応募登録票提出期限	令和8年6月22日(月)
受審資格認定結果通知	令和8年6月24日(水)
質問票提出期限	令和8年6月26日(金)
企画提案書提出期限	令和8年7月3日(金)
審査会(書面)	令和8年7月10日(金)(予定)
契約、業務開始	令和8年7月中旬(予定)

(5) 契約金額の上限額

4,500千円(消費税込)

2 参加資格

次の要件を満たす者であること

- (1) 福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第146条に規定する競争入札参加資格を有していること。ただし、後段3(3)に定める応募登録票提出時に競争入札参加資格を有していない場合においても、本県に対して地方自治法施行令第167条の5および福井県財務規則第146条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

※競争入札参加資格審査申請書様式は、福井県会計局会計課のホームページからダウンロードできる。<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/sinsei.html>

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと
- (5) 国税または地方税を滞納していない者であること

3 手続き等

(1) 業務担当部署

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県交流文化部誘客推進課 担当 加藤

Tel 0776-20-0762

E-mail yuukyaku@pref.fukui.lg.jp

(2) 説明会実施の有無、日時および場所等

説明会は実施しない

(3) 応募登録票の提出期限、場所および方法

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり知事に申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

① 提出書類

応募登録票(様式1)に次の書類を添付し、提出すること

・競争入札参加資格審査通知書の写し

競争入札参加資格を得ていない場合は「物品等競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること

・過去5年以内に同種・同規模の業務の履行実績がある場合には、その契約書の写し(業務名および金額が記載されている部分)

② 提出期限

令和8年6月22日(月)17時00分

③ 受付時間

本公示日から令和8年6月22日(月)における、9時00分から17時00分まで

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。

④ 提出方法

上記(1)へ郵送またはメールにより提出すること(提出期限を厳守すること)

※メールによる提出の場合は、必ず電話でメールの到着確認を行うこと。

⑤受審資格認定結果の通知

受審資格の認定は令和8年6月24日(水)までに行い、書面により申請者に通知する。

(4)質問

本公募型プロポーザルおよび説明書に関し質問がある場合には、質問票(様式2)に記載の上、上記(1)までメールにて送付すること

① 受付期間

本公示日から同年6月26日(金)17時00分まで

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。

②質問に関する回答

質問に対する回答は、すべての応募資格認定者に対して電子メールにより一斉に行う。

(5)企画提案書の提出期限、場所および方法

① 提出書類

・様式3 1部

・企画提案書(任意様式) 4部

企画提案書は、別紙仕様書をもとに以下の内容を盛り込み、1冊の資料としてまとめ、社名を記載したものを提出すること。

ア 業務内容に関する具体的な企画案

イ 実施体制(人員体制、スケジュール、再委託等の有無)

ウ 企画提案者の概要等(企画提案者の概要、担当者の氏名および連絡先)

エ 同規模の事業を実施したことがある場合はその実績

オ 参考見積(概算)

実施にかかる全ての経費およびその他の経費(会議・打ち合わせにかかる経費、郵送費、報告書の作成等にかかる経費等)は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること

② 提出期限

令和8年7月3日(金)17時00分

③ 受付時間

本公示日から7月3日(金)における、9時00分から17時00分まで

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。

④ 提出方法

上記(1)へ持参または郵送により提出すること(提出期限を厳守すること)

※郵送の場合であっても、提出期限までに企画提案書の到達が必須。なお、提出された書類は返却しない。

4 選定委員会および契約先候補者の選考等

(1) 書面審査の実施

契約先の選定は、審査会において書面審査を実施し、契約先候補者を選定する

(2) 審査結果の通知

審査結果については、採否にかかわらず書面審査を実施した日から1週間以内に企画提案書を提出した者に書面で通知する。なお、審査結果の異議申し立ては、一切受け付けない

(3) 企画提案書の選定に際し審査する事項

選定委員会において、以下の基準により行う。

- ・実施方針・体制（本業務の目的・内容の理解、実施体制、経費の妥当性等）
- ・バスツアーと連携したテレビ番組の制作・放送（内容、実現性、実績）
- ・歴史観光講演会（内容、実現性、実績）
- ・実施業務の効果

5 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当する場合、または該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 応募資格審査の結果通知日までに提案者が前記の応募資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が提案上限金額を超える場合
- (3) 提出期限までに提出資料が提出されない場合
- (4) 2案以上の企画提案をした場合
- (5) 提出資料に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 企画提案書の記載内容が法令違反など、著しく不適当な場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (10) 書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

6 企画提案書等の情報公開

企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、また、県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書、その他の関係資料の情報公開を行う場合があることを了知の上で応募すること。

7 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (2) 提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合は、いかなる理由をもっても企画競争に参加できない。
- (3) 企画提案書の差し替えおよび再提出は、原則認めない。

- (4) 提出された企画提案書の内容について、必要に応じてヒアリングを行うことがある。
- (5) 企画提案書の作成および提出にかかる経費は提案者の負担とする。
- (6) 業務の実施に当たって必要な打ち合わせにかかる経費や郵送費、報告書の作成等にかかる経費等は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること
- (7) 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (8) 適当な企画提案書がない場合は、中止またはその他の方法によることがある。
- (9) 事業実施者が特定された場合には、業務担当課職員と十分協議を行いながら事業を進めること
- (10) 制作物等の所有権、著作権等の全ての権利は、県に帰属するものとする。
- (11) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った企画提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (12) 企画提案書が特定されたものは、企画競争実施の結果、最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、県との契約関係を生じるものではない。